

愛称 トリプルアクセル

AAAソブリン・ファンド

追加型投信/海外/債券

毎月分配

投資信託説明書
(目論見書)
2009.2

フォルティス・アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

愛称 トリプルアクセル

AAAソブリン・ファンド

追加型投信/海外/債券

毎月分配

投資信託説明書
(交付目論見書)
2009.2

フォルティス・アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご投資家の皆様へ

「投資信託説明書(交付目論見書)」は必ずお読み下さい。

「投資信託説明書(交付目論見書)」には、投資目的、投資方針、投資に伴うリスクなど、皆様が購入を検討されている投資信託商品「AAAソブリン・ファンド」について重要な事項が記載されています。この「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容についてご不明な点がございました場合には、販売会社までお問い合わせいただきますようお願い致します。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に交付される投資信託説明書(交付目論見書)と、ご投資家の皆様から請求があった場合に交付される投資信託説明書(請求目論見書)があります。

1. この目論見書により行う「AAAソブリン・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成21年2月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年2月17日に生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」といいます。)は投資家による請求により交付され、請求を行なった場合は、投資家自らその旨の記録をしておくべきであるとされます。
3. 「AAAソブリン・ファンド」の受益権の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券や金融商品の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべてご投資家の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは値動きのある有価証券や金融商品に投資を行なう為、基準価額は日々変動します。したがって、当ファンドの運用成果(基準価額)は運用実績により変動し、投資した資産の減少を含むリスクは当ファンドの受益者に帰属します。
5. 投資信託は預金・金融債・保険契約ではなく、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。
6. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。



フォルティス・アセットマネジメント

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、下記の事項および本投資信託説明書（本交付目論見書）の内容をよくお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として世界主要国の投資適格債に投資するため、ファンドの値動きは、概ね世界主要国の金利の動向に左右される傾向があります。また組入有価証券や金融商品の価格の変動や、為替相場の変化等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により、基準価額は変動します。したがって基準価額の下落により、損失を生じることがあり、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。当ファンドの基準価額に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。当ファンドの基準価額の変動要因としては、①価格変動リスク、②金利変動リスク、③為替変動リスク、④流動性リスク、⑤信用リスク、⑥カントリー・リスクがあげられ、その他のご留意事項は解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク、システムリスク・市場リスクなどがあげられます。詳細は、本投資信託説明書（本交付目論見書）の「第二部ファンド情報 第1【ファンドの状況】 3【投資リスク】」の記載をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆お申込手数料

基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額とします（1口当たり）。お申込手数料に係る消費税及び地方消費税が含まれます。

※詳しくは販売会社もしくはお申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドは換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.1025%（税抜1.05%）を乗じた金額とします。

◆信託財産留保額

当ファンドは信託財産留保額はありません。

◆その他の費用

＜信託事務の諸費用＞

- ・信託財産に関する租税
- ・信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※1）
- ・有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類等の作成及び印刷費用（※2）
- ・信託事務の処理に要する諸費用

＜売買・保管等に要する費用＞

- ・当ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等
- ・先物・オプション取引に要する費用
- ・その他の金融商品取引に要する費用

＜資金の借入れ＞

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等

＜その他＞

- ・受託者の立て替えた立替金の利息
- ・当該各費用に係る消費税相当額

委託会社は、前記の監査費用（※1）及び法定書類等の費用（※2）及び当該費用にかかる消費税等をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率 0.105%（税抜 0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

※ その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、当該費用および合計額（上限額等を含む）を表示することが出来ません。

上記に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

詳細は本投資信託説明書（本交付目論見書）の「第二部ファンド情報 第1【ファンドの状況】 4【手数料等及び税金】」の記載をご覧ください。

■クーリングオフ制度の適用について

当ファンドのお申込みに関して、クーリングオフ制度の適用はありません。

投資信託説明書(交付目論見書) 目次

AAA ソブリン・ファンド(愛称:トリプルアクセル)

	項
ファンドの概要	
運用の特色	2
リスク要因	3
ご投資の手引き	5
ファンドにかかる費用と税金について	6
第一部 証券情報	8
第二部 ファンド情報	10
第1 ファンドの状況	10
1 ファンドの性格	10
2 投資方針	12
3 投資リスク	18
4 手数料等及び税金	19
5 運用状況	23
6 手続き等の概要	29
7 管理及び運営の概要	30
第2 財務ハイライト情報	33
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	36
第4 ファンドの詳細情報の項目	37
信託約款	

届出の対象とした募集

【提出日】	平成21年2月16日提出
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	AAAソブリン・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間:3,000 億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

AAA ソブリン・ファンド (愛称:トリプルアクセル)

商品分類	追加型投信／海外／債券
投資の基本方針	この投資信託は、原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	世界主要国の投資適格債 (ムーディーズ社による Aaa,またはスタンダード・アンド・プアーズ社による AAA の格付けを有する国債、政府機関債) を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 新株引受権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
投資リスク	組入れられた有価証券等の値動きや為替相場の変化等 (外貨建資産には為替変動リスクもあります。) により、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。ただし信託期間中において償還条件に該当する事由が生じた場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。 ※償還条件は本交付目論見書【第二部 7【管理及び運営の概要】(6) その他 (I) ファンドの償還条件】をご覧ください。
決算日	原則として毎月16日です。ただし、該当日が休業日のときは、該当日以降の最初の営業日を決算日とします。
収益分配方針	経費控除後の配当等収益および売買益 (評価益を含みます。) 等の全額の範囲内で、基準価額の水準などを勘案して分配します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。分配金は税金を差し引いた後、分配金を受け取るコースと自動的に無手数料で再投資されるコースがあります。
お申込日	原則として毎営業日にお買付けのお申込みができます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みできません。
お申込単位	分配金受取コース: 1 万口以上 1 万口単位または 1 万円以上 1 円単位 分配金再投資コース: 1 万円以上 1 円単位の金額指定
お申込金額	お申込日の翌営業日の基準価額に、お申込手数料 (お申込手数料に対する消費税相当額を含みます。) を加えた合計金額です。
お申込手数料	基準価額に 3.15% (税抜 3%) を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額 (1 口当たり) とします。お申込手数料に係る消費税および地方消費税がかかります。 ※詳しくは販売会社もしくはお申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
途中換金	お申込みの販売会社にて解約によるご換金が毎営業日できます。ただし、当日の受付時間は午後 3 時までとします。(わが国の金融商品取引所の半休日の場合の受付時間は、午前 11 時までとします。) また、フランクフルト証券取引所が休業日の場合はご換金のお申込みの受付は行ないません。
信託財産留保額	当ファンドの信託財産留保額はありません。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率 1.1025% (税抜 1.05%) とします。 上記の信託報酬及び信託報酬に係る消費税等は、毎日計算して費用として計上され毎計算期末または信託終了時のときに信託財産中から支弁します。

※ ご投資家の皆様におかれましては、商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みくださいます様、お願い申し上げます。

※ 詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

運用の特色

投資対象

世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社による Aaa,またはスタンダード・アンド・プアーズ社による AAA の格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

投資態度

- ①原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社による Aaa,またはスタンダード・アンド・プアーズ社による AAA の格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- ②投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行ない、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ③円投資家の立場から最適な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を行なうことにより、リターンの追求を図ります。
- ④外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

リスク要因

当ファンドは、主として世界主要国の投資適格債に投資するため、ファンドの値動きは、概ね世界主要国の金利の動向に左右される傾向があります。また組入有価証券や金融商品の価格の変動や、為替相場の変化等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により、基準価額は変動します。したがって基準価額の下落により、損失を生じることがあり、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

①価格変動リスク

有価証券等の価格は政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。ファンドにおいては、債券および株式の価格の下落があった場合に、損失が生じるリスクがあります。

②金利変動リスク

一般に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

円が世界主要国通貨に対して強い動きを示す場合（円高）には基準価額にマイナス要因になり、逆に弱い動きを示す場合（円安）にはプラス要因になります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また為替レートは各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

④流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドにとって最適な時期、価格で取引が執行できなかった場合に損失を生じたり、値上がり益を逸することです。市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を生じるリスクがあります。

⑤信用リスク

一般に、ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念がある場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下落したり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。その場合には、ファンドにも重大な損失が生じ、基準価額が下落する要因となります。

⑥カントリー・リスク

当ファンドは、海外の有価証券や金融商品に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意事項＞

◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

※ 以下は投資信託についての一般的な留意事項になります。

◆投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

◆投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

◆投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

＜法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点＞

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

＜販売会社に係る留意点＞

◆販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任を負いません。

◆収益分配金、一部解約金、償還金のお支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対してのお支払い後は、各ご投資家へのお支払いについての責任を負いません。

◆委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込金額のお預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ご投資の手引き

お申込方法	原則として毎営業日にお申込みいただけます。ただし、フランクフルト証券取引所が休業日の場合はお申込みの受付は行ないません。お申込みの受付時間は午後3時までとしますが、わが国の金融商品取引所の半休日の場合の受付時間は午前11時までとします。
お申込金額と価額	分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つお買付けお申込方法があります。ただし、お申込みの販売会社によってそれぞれ異なりますので、販売会社窓口にてお問い合わせ下さい。 「分配金受取コース」 お買付けは、1万口以上1万口単位もしくは1万円以上1円単位です。 お買付け代金は、お買付け金額（お買付け申込日の翌営業日の基準価額×お買付け口数）に、手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。 「分配金再投資コース」 お買付けは、1万円以上1円単位です。ただし、収益分配金の再投資については1円単位。 お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を、お買付け代金から差し引かせていただきます。 ※分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際、無手数料の取扱いとなります。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
お申込手数料	基準価額に 3.15%（税抜 3%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）とします。お申込手数料に係る消費税および地方消費税がかかります。 ※詳しくは販売会社もしくはお申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
基準価額	基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および指定販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（ www.fortis-am.com ）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載され、販売会社でもお知らせしております。
分配金	毎計算期末に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 決算日は、毎月16日（休業日の場合は翌営業日）です。ファンドの分配金は、信託約款の「収益分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。分配金の受取方法には2つの方法があります。 「分配金受取コース」分配金は、税金控除後の金額をお支払いします。 「分配金再投資コース」分配金は、税金控除後の金額が、自動的に無手数料で再投資されます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。
ご換金	解約によるご換金をなさる場合は、お申込みの販売会社で、1口単位でご換金できます。 お客さまのご換金のお申込みの受付時間は午後3時（わが国の金融商品取引所の半休日は午前 11 時）までとします。ただし、フランクフルト証券取引所が休業日の場合はご換金のお申込みの受付は行ないません。解約価額は解約申込みの翌営業日の基準価額とします。解約代金は、原則としてお申込みの日より5営業日目からお支払いします。 ※ご換金についての詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。
取得申込み及びご換金（一部解約）の留意事項	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、取得申込み及び一部解約の受付を中止すること及びすでに受付けた各申込みの受付を取り消すことができます。また一部解約の受付が中止された場合には、ご投資家は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、ご投資家はその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。
運用報告書	委託会社は、6ヶ月毎（毎年5月および11月の決算日の決算を基準とします。）および償還時に、期間中の運用状況等を記載した「運用報告書」を毎年の決算時および償還時に作成し、販売会社を通じてご報告させていただきます。

ファンドにかかる費用と税金について

《ご投資家に直接ご負担いただく費用と税金》

時期	項目	費用・税金
お買付時	お申込手数料	基準価額に3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額 (1口当たり) とします。当該お申込手数料に係る消費税及び地方消費税が含まれます。 ※詳しくは販売会社もしくはお申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して以下の税率が適用されます。 《個人のご投資家》 ■平成21年1月1日から平成22年12月31日まで ①1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円以下の場合 税率10%が適用 (所得税7%及び地方税3%) ※1 ②1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円超の場合 100万円超の部分に、税率20%が適用 (所得税15%及び地方税5%) ※2 《法人のご投資家》 ■平成21年3月31日まで 税率7%が適用 (所得税7%のみ) ※5
ご換金時	所得税および地方税	《個人のご投資家》 ■平成21年1月1日から平成22年12月31日まで ①1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合 税率10%が適用 (所得税7%及び地方税3%) ※3 ②1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円超の場合 500万円超の部分に税率20%が適用 (所得税15%及び地方税5%) ※4 《法人のご投資家》 ■平成21年3月31日まで 解約価額 (基準価額 - 信託財産留保額) の個別元本超過額に対して税率7%が適用 (所得税7%のみ) ※5
償還時	所得税および地方税	《個人のご投資家》 ■平成21年1月1日から平成22年12月31日まで ①1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合 税率10%が適用 (所得税7%及び地方税3%) ※3 ②1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円超の場合 500万円超の部分に税率20%が適用 (所得税15%及び地方税5%) ※4 《法人のご投資家》 ■平成21年3月31日まで 償還価額の個別元本超過額に対して税率7%が適用 (所得税7%のみ) ※5

※1 平成21年および平成22年において、他の上場株式等 (上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。) を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合には源泉徴収となり、原則として確定申告は不要です。

※2 100万円を超える部分については20% (所得税15%および地方税5%) となり、確定申告が必要になります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10% (所得税7%および地方税3%) となります。

※3 解約によるご換金時および償還時の譲渡益 (解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。) を控除した利益) が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。(源泉徴収ありの特定口座は、確定申告は不要です。)

※4 特定口座 (源泉徴収あり) を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

※5 上記7%の税率は平成21年4月1日からは15% (所得税15%) となる予定です。

上記は、平成21年2月16日現在の税法に基づきます。税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることもあります。詳細は、お取扱いの販売会社またはお近くの税務署等にお問い合わせください。課税関係のお取扱いに関しましては税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

◆信託報酬

信託財産の純資産総額に対して年率 1.1025% (税抜 1.05%) を乗じた金額とします。

上記の信託報酬及び信託報酬に係る消費税等は、毎日計算して費用として計上され毎計算期末または信託終了時のときに信託財産中から支弁します。

◆その他の費用

<信託事務の諸費用>

- ・信託財産に関する租税
- ・信託財産の財務諸表の監査に要する費用 (※1)
- ・有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類等の作成及び印刷費用 (※2)
- ・信託事務の処理に要する諸費用

<売買・保管等に要する費用>

- ・ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等
- ・先物・オプション取引に要する費用
- ・その他の金融商品取引に要する費用

<資金の借入れ>

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等

<その他>

- ・受託者の立て替えた立替金の利息
- ・当該各費用に係る消費税相当額

委託会社は、前記の監査費用 (※1) 及び法定書類等の費用 (※2) をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率 0.105% (税抜 0.10%) を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなし、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

※その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額 (上限額等を含む) 及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

詳細は本投資信託説明書 (本交付目論見書) の「第二部ファンド情報 第1【ファンドの状況】 4【手数料等及び税金】」の記載をご覧ください。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

AAAソブリン・ファンド

(愛称：トリプルアクセル、以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

A. 追加型株式投資信託の受益権です。

B. 格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ (<http://www.fortis-am.com/>) でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(5) 【申込手数料】

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

お申込手数料については、委託会社または販売会社にお尋ね下さい。

＜お問い合わせ先＞

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5635-1605

ホームページ：<http://www.fortis-am.com/>

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際、無手数料の取扱いとなります。

詳細は各販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(6) 【申込単位】

分配金受取コース：1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位

分配金再投資コース：1万円以上1円単位の金額指定

(7) 【申込期間】

継続募集に係る申込期間：平成21年2月17日から平成22年2月16日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ (<http://www.fortis-am.com/>) にて、お申込み販売会社をご覧になれます。販売会社名をクリックして頂きますと、各販売会社ごとの申込取扱場所をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込み）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動継続投資約款にしたがって契約を締結するものとします。お取扱いの詳細は販売会社にご確認ください。

(10) 【払込取扱場所】

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ (<http://www.fortis-am.com/>) にて、お申込み販売会社をご覧になれます。販売会社名をクリックして頂きますと、各販売会社ごとの申込取扱場所をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①お申込みの方法

受益権取得の申込みは、販売会社取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。

販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」（または「累積投資約款」）および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

継続申込期間においては、取得申込に係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払い下さい。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

原則として世界主要国のソブリン債券※に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

信託金の限度額は3,000億円とします。

※ソブリン債券：各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

②主な投資対象

世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるAaa,またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるAAAの格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／債券に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する方針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型 (※1)	投資対象地域 (※2)	投資対象資産 (収益の源泉) (※3)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

(※1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

(※2) 投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(※3) 投資対象資産による区分で債券とは、目論見書又は投資信託約款において、債券の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産 (※4)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般/大型株/中小型株 債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	あり なし

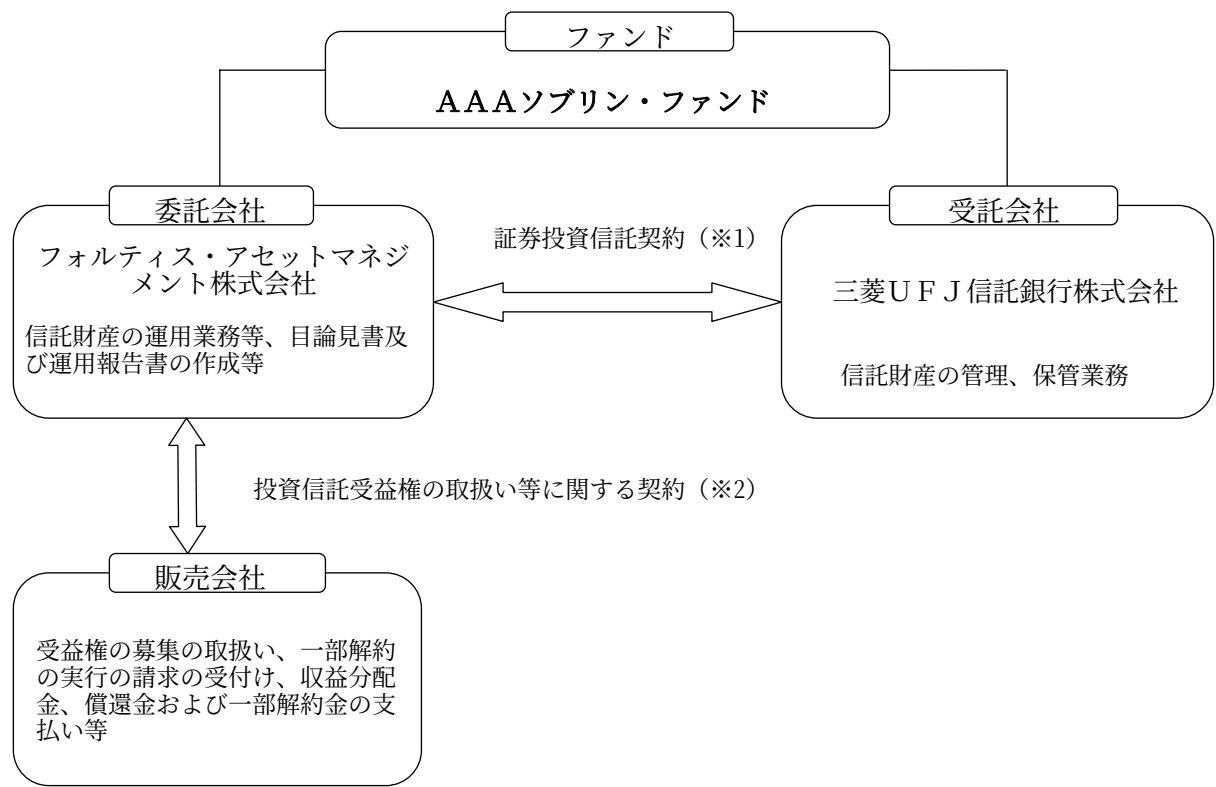
(※4) 投資対象資産による区分で債券（公債）とは、目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国債機関債を含む。以下同じです。）に主として投資する記載があるものをいう。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



証券投資信託契約 (※1)

委託会社と受託会社との間で、証券投資信託契約を締結しております。信託契約期間は契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日までとなっております。

投資信託受益権の取扱い等に関する契約 (※2)

委託会社と販売会社との間で、受益権の募集、売り出しの取扱いおよび収益分配金、償還金の支払等に関する契約を締結しております。

契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、販売会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長の取扱いについても同様です。

B 委託会社等の概況

本書提出日現在 4億円

の資本金の額

沿革

平成 4年 1月	コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立
平成 4年 4月	証券投資顧問業の登録
平成 6年 5月	投資一任契約に係る業務の認可
平成 9年11月	コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更
平成 9年12月	証券投資信託委託業の免許（平成10年法改正により認可）取得
平成19年11月	フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成20年10月	フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

大株主の状況

(本書提出日現在)

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
Fortis Investment Management SA フォルティス・インベストメン ト・マネジメント・エスエー	Avenue de l'Astronomie14, 1210 Brussels, Belgium ベルギー王国1210ブリュッセル アストロノミー通り14	8,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A 運用方針

世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるAaa,またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるAAAの格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

B 投資態度

- ①原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるAaa,またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるAAAの格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- ②投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行ない、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ③円投資家の立場から最適な国別資産配分（カンントリー・アロケーション）を行なうことにより、リターンの追求を図ります。
- ④外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

A 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債および新株引受権証券の新株引受権行使により取得した株券または新株引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除きます。）
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券および外国または外国の者が発行する証券または証書で、新株引受権証券または分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者が発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの）といいます。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

B 投資対象とする金融商品

前記Aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- ①預金
- ②指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

③コール・ローン

④手形割引市場において売買される手形

⑤抵当証券

前記Aにかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金をBの①から④までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

C その他の投資対象

- ①わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとし、なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- ②わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプションを行うことができます。
- ③わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとし、なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ④異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができるものとし、なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑤金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができるものとし、なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑥信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとし、なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑦一部解約金または再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れを行うことができるものとし、なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑧信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(3) 【運用体制】

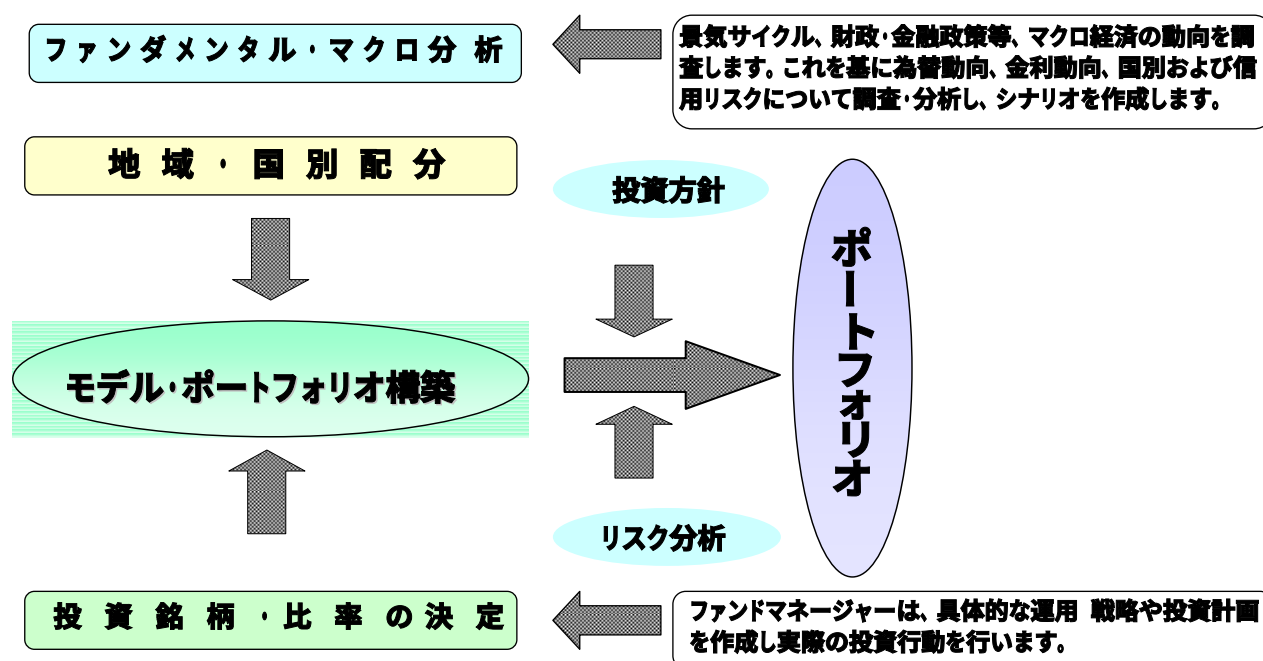
A 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

B 意思決定プロセス

- ①景気サイクル、財政・金融政策等、マクロ経済の動向を調査します。これを基に為替動向、金利動向、国別および信用リスクについて調査・分析しシナリオを作成します。また、円投資家の立場から最適な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を行なうことにより、リターンの追求を図ります。
- ②投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行ない、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ③構築されたポートフォリオをアクティブな投資行動により、収益の達成を目指します。アクティブな運用ポジションは、定量的分析・定性的分析を経て実行します。
- ④ポートフォリオのリスク分析を実施して、アクティブなポジションがリスク特性をどう変化させるかを把握します。

<投資意思決定プロセス>



※ 上記「(3) 運用体制」は、今後変更になる場合があります。

(4) 【分配方針】

A 収益分配方針

年12回決算を行ない、毎決算毎（ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づいて分配を行ないます。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

B 収益の分配の計理

- ①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - (イ) 配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

C 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

A 信託約款に基づく主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

B 信託約款に基づくその他の投資制限

<投資する株式等の範囲>

- ①委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとしします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

- ①委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

<信用取引の指図範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとしします。

- ②前項の信用取引の指図は、つぎの各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

- ①委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとしします。（以下同じ。）
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする

有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点での信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付け代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- ①委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜金利先渡取引および為替先物取引の運用指図＞

①委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜有価証券の貸付の指図および範囲＞

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

＜特別な場合の外貨建有価証券への投資制限＞

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜資金の借入れ＞

①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

C 法令により制限される取引等

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

①デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が 定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引

(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

②同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条、同法施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することになります。

A ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主として世界主要国の投資適格債に投資するため、ファンドの値動きは、概ね世界主要国の金利の動向に左右される傾向があります。また組入有価証券や金融商品の価格の変動や、為替相場の変化等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により、基準価額は変動します。したがって基準価額の下落により、損失を生じることがあり、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

①価格変動リスク

有価証券等の価格は政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。ファンドにおいては、債券および株式の価格の下落があった場合に、損失が生じるリスクがあります。

②金利変動リスク

一般に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

円が世界主要国通貨に対して強い動きを示す場合(円高)には基準価額にマイナス要因になり、逆に弱い動きを示す場合(円安)にはプラス要因になります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また為替レートは各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

④流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドにとって最適な時期、価格で取引が執行できなかった場合に損失を生じたり、値上がり益を逸することです。市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

⑤信用リスク

一般に、ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念がある場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下落したり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。その場合には、ファンドにも重大な損失が生じ、基準価額が下落する要因となります。

⑥カントリー・リスク

当ファンドは、海外の有価証券や金融商品に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意事項>

◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額

が大きく変動する可能性があります。

◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

※ 以下は投資信託についての一般的な留意事項になります。

◆投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

◆投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

◆投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令および運用ガイドラインの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

①パフォーマンス評価委員会

＜構成メンバー＞

運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者

＜所管業務＞

運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証

＜権限／責任範囲＞

運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②リスク管理委員会

＜構成メンバー＞

業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用調査部門の代表者

＜所管業務＞

バック・オフィスに係わるリスクの検証

＜権限／責任範囲＞

バック・オフィスに係わるリスクの提言

※ 運用体制は今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込み手数料は、委託会社の指定する販売会社が基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。お申込手数料については、委託会社または販売会社にお尋ね下さい。

＜お問い合わせ先＞

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5635-1605

ホームページ：<http://www.fortis-am.com/>

※ 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際、無手数料の取扱いとなります。

(2) 【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.1025%（税抜1.05%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分（年率） 年1.1025%（税抜1.05%）	委託会社	年0.525%（税抜 年0.50%）
	販売会社	年0.525%（税抜 年0.50%）
	受託会社	年0.0525%（税抜 年0.05%）

信託報酬の支払いは、毎計算期末に当該計算期末までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了時までに計上された金額を信託財産中から支弁します。

また、信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは以下の費用も負担します。

<信託事務の諸費用>

- ・信託財産に関する租税
- ・信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※1）
- ・有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等法定書類の作成・印刷費用（※2）
- ・信託事務の処理に要する諸費用

<売買・保管等に要する費用>

- ・ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等
- ・先物・オプション取引に要する費用
- ・その他の金融商品取引に要する費用

<資金の借入れ>

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金利息等

<その他>

- ・受託者の立て替えた立替金の利息
- ・当該各費用に係る消費税相当額

委託会社は、前項の監査に要する費用（※1）法定書類等の作成・印刷費用（※2）及び当該費用にかかる消費税相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%（税抜年率0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

※その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

<個別元本方式について>

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご参照下さい。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

A 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率が適用となり課税されます。

①1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円以下の場合

→税率10%が適用（所得税7%および地方税3%）※1

②1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円超の場合

→100万円超の部分につき、税率20%が適用（所得税15%および地方税5%）※2

※1 平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合は源泉徴収となり、原則として確定申告は不要です。

※2 100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要になります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）となります。

◆解約によるご換金時および償還時

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

課税扱いとなる解約価額（基準価額-信託財産留保額）、償還価額の差益は譲渡所得とみなして、以下の税率が適用となり課税されます。

①1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合

→税率10%が適用（所得税7%および地方税3%）※3

②1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円超の場合

→500万円超の部分につき、税率20%が適用（所得税15%および地方税5%）※4

※3 解約によるご換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用となります。（源泉徴収ありの特定口座は、確定申告は不要です。）

※4 特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

◆損益通算について

ご換金時および償還により発生した損失は、他の上場株式等の譲渡損益と通算することができます。また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

※ 平成21年1月1日より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算が可能となりました。

B 法人の受益者に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記7%の税率は平成21年4月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

※ マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年12月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
債券	イギリス	142,211,612	9.63
	オーストラリア	315,807,970	21.38
	カナダ	108,343,398	7.33
	ドイツ	458,207,229	31.01
小計		1,024,570,209	69.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		452,848,465	30.65
小計		452,848,465	30.65
合計（純資産総額）		1,477,418,674	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成20年12月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	額面 (千円)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率	償還日	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	5% DEUTSCHLAND REP	ユーロ	3,300	13,745.46 453,612,953	13,885.07 458,207,229	5	2012/01/04	31.01
2	オーストラリア	国債証券	6.5% AUSTRALIAN GOVT.	オーストラリアドル	4,500	6,984.77 314,325,991	7,017.95 315,807,970	6.5	2013/05/15	21.38
3	イギリス	国債証券	5% UK TREASURY	ポンド	1,000	14,057.03 140,574,283	14,221.16 142,211,612	5	2012/03/07	9.63
4	カナダ	国債証券	6% CANADA-GOV'T	カナダドル	1,300	8,278.05 107,623,437	8,334.11 108,343,398	6	2011/06/01	7.33

B 種類別の投資比率

種類	国内/外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	69.35

②【投資不動産物件】

該当事項はありません

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成19年12月末日から平成20年12月末日における各月末日ならびに下記決算期末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成11年 5月31日）	2,074	2,085	9,292	9,342
第2期	（平成11年11月30日）	1,641	1,652	7,350	7,400
第3期	（平成12年 5月31日）	1,601	1,612	7,126	7,176
第4期	（平成12年11月30日）	1,588	1,600	7,016	7,066
第5期	（平成13年5月31日）	1,748	1,759	7,633	7,683
第6期	（平成13年11月30日）	1,955	1,967	8,457	8,507
第7期	（平成14年5月31日）	2,036	2,047	8,752	8,802
第8期	（平成14年12月2日）	2,205	2,216	9,646	9,696
第9期	（平成15年6月2日）	2,622	2,633	11,446	11,496
第10期	（平成15年12月1日）	2,482	2,494	10,805	10,855
第11期	（平成16年5月31日）	1,899	1,908	10,960	11,010
第12期	（平成16年11月30日）	697	700	11,699	11,749
第1特定計算期間	第13期	（平成17年2月16日）	21	21	12,004
	第14期	（平成17年3月16日）	399	401	11,939
	第15期	（平成17年4月18日）	539	542	11,871
	第16期	（平成17年5月16日）	537	539	11,801
第2特定計算期間	第17期	（平成17年6月16日）	452	454	11,965
	第18期	（平成17年7月19日）	270	271	12,114
	第19期	（平成17年8月16日）	309	310	12,048
	第20期	（平成17年9月16日）	316	317	12,242
	第21期	（平成17年10月17日）	333	334	12,271
	第22期	（平成17年11月16日）	342	343	12,441
第3特定計算期間	第23期	（平成17年12月16日）	369	370	12,477
	第24期	（平成18年1月16日）	324	325	12,421
	第25期	（平成18年2月16日）	352	354	12,459
	第26期	（平成18年3月16日）	379	381	12,392
	第27期	（平成18年4月17日）	467	469	12,293
	第28期	（平成18年5月16日）	466	468	12,083
第4特定計算期間	第29期	（平成18年6月16日）	516	519	12,303
	第30期	（平成18年7月18日）	552	555	12,288
	第31期	（平成18年8月16日）	509	511	12,372
	第32期	（平成18年9月19日）	540	543	12,495
	第33期	（平成18年10月16日）	571	573	12,444
	第34期	（平成18年11月16日）	657	660	12,429
第5特定計算期間	第35期	（平成18年12月18日）	674	677	12,516
	第36期	（平成19年1月16日）	679	682	12,569
	第37期	（平成19年2月16日）	719	722	12,512

年 月 日			純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
	第38期	（平成19年3月16日）	1,562	1,628	11,861	12,361
	第39期	（平成19年4月16日）	1,685	1,693	12,221	12,276
	第40期	（平成19年5月16日）	1,822	1,830	12,344	12,399
第6特定計算期間	第41期	（平成19年6月18日）	1,884	1,892	12,488	12,543
	第42期	（平成19年7月17日）	2,087	2,096	12,672	12,727
	第43期	（平成19年8月16日）	2,050	2,060	11,875	11,930
	第44期	（平成19年9月18日）	2,131	2,141	12,037	12,092
	第45期	（平成19年10月16日）	2,195	2,205	12,564	12,619
	第46期	（平成19年11月16日）	1,902	1,910	12,062	12,117
第7特定計算期間	第47期	（平成19年12月17日）	1,867	1,875	12,022	12,077
	第48期	（平成20年1月16日）	1,802	1,810	11,571	11,626
	第49期	（平成20年2月18日）	1,881	1,890	11,774	11,829
	第50期	（平成20年3月17日）	1,819	1,828	11,228	11,283
	第51期	（平成20年4月16日）	1,833	1,841	11,441	11,496
	第52期	（平成20年5月16日）	1,804	1,812	11,625	11,680
第8特定計算期間	第53期	（平成20年6月16日）	1,803	1,812	11,630	11,685
	第54期	（平成20年7月16日）	1,823	1,831	11,768	11,823
	第55期	（平成20年8月18日）	1,749	1,757	11,511	11,566
	第56期	（平成20年9月16日）	1,543	1,551	10,489	10,544
	第57期	（平成20年10月16日）	1,350	1,358	9,427	9,482
	第58期	（平成20年11月17日）	1,264	1,272	8,782	8,837
		平成19年12月末日	1,876	—	12,287	—
		平成20年1月末日	1,837	—	11,651	—
		平成20年2月末日	1,887	—	11,808	—
		平成20年3月末日	1,830	—	11,303	—
		平成20年4月末日	1,800	—	11,586	—
		平成20年5月末日	1,819	—	11,726	—
		平成20年6月末日	1,834	—	11,793	—
		平成20年7月末日	1,798	—	11,867	—
		平成20年8月末日	1,739	—	11,379	—
		平成20年9月末日	1,564	—	10,565	—
		平成20年10月末日	1,313	—	9,139	—
		平成20年11月末日	1,365	—	8,936	—
		平成20年12月末日	1,477	—	8,960	—

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産総額です。

②【分配の推移】

		1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期計算期末		50
第 2 期計算期末		50
第 3 期計算期末		50
第 4 期計算期末		50
第 5 期計算期末		50
第 6 期計算期末		50
第 7 期計算期末		50
第 8 期計算期末		50
第 9 期計算期末		50
第10期計算期末		50
第11期計算期末		50
第12期計算期末		50
第1特定計算期間	第13期計算期末	0
	第14期計算期末	55
	第15期計算期末	55
	第16期計算期末	55
第2特定計算期間	第17期計算期末	55
	第18期計算期末	55
	第19期計算期末	55
	第20期計算期末	55
	第21期計算期末	55
	第22期計算期末	55
第3特定計算期間	第23期計算期末	55
	第24期計算期末	55
	第25期計算期末	55
	第26期計算期末	55
	第27期計算期末	55
	第28期計算期末	55
第4特定計算期間	第29期計算期末	55
	第30期計算期末	55
	第31期計算期末	55
	第32期計算期末	55
	第33期計算期末	55
	第34期計算期末	55
第5特定計算期間	第35期計算期末	55
	第36期計算期末	55
	第37期計算期末	55
	第38期計算期末	500
	第39期計算期末	55
	第40期計算期末	55
第6特定計算期間	第41期計算期末	55

		1 万口当たりの分配金（円）
	第42期計算期末	55
	第43期計算期末	55
	第44期計算期末	55
	第45期計算期末	55
	第46期計算期末	55
第7特定計算期間	第47期計算期末	55
	第48期計算期末	55
	第49期計算期末	55
	第50期計算期末	55
	第51期計算期末	55
	第52期計算期末	55
第8特定計算期間	第53期計算期末	55
	第54期計算期末	55
	第55期計算期末	55
	第56期計算期末	55
	第57期計算期末	55
	第58期計算期末	55

③【収益率の推移】

			収益率（％）
第 1 期		（平成11年 5 月31日）	△6.6
第 2 期		（平成11年11月30日）	△20.4
第 3 期		（平成12年 5 月31日）	△2.4
第 4 期		（平成12年11月30日）	△0.8
第 5 期		（平成13年 5 月31日）	9.5
第 6 期		（平成13年11月30日）	11.5
第 7 期		（平成14年 5 月31日）	4.1
第 8 期		（平成14年12月 2 日）	10.8
第 9 期		（平成15年 6 月 2 日）	19.2
第10期		（平成15年12月 1 日）	△5.2
第11期		（平成16年 5 月31日）	1.9
第12期		（平成16年11月30日）	7.2
第1特定計算期間	第13期	（平成17年2月16日）	2.6
	第14期	（平成17年3月16日）	△0.1
	第15期	（平成17年4月18日）	△0.1
	第16期	（平成17年5月16日）	△0.1
第2特定計算期間	第17期	（平成17年6月16日）	1.9
	第18期	（平成17年7月19日）	1.7
	第19期	（平成17年8月16日）	△0.1
	第20期	（平成17年9月16日）	2.1
	第21期	（平成17年10月17日）	0.7
	第22期	（平成17年11月16日）	1.8

			収益率（％）
第3特定計算期間	第23期	（平成17年12月16日）	0.7
	第24期	（平成18年1月16日）	0
	第25期	（平成18年2月16日）	0.7
	第26期	（平成18年3月16日）	△0.1
	第27期	（平成18年4月17日）	△0.4
	第28期	（平成18年5月16日）	△1.3
第4特定計算期間	第29期	（平成18年6月16日）	2.3
	第30期	（平成18年7月18日）	0.3
	第31期	（平成18年8月16日）	1.1
	第32期	（平成18年9月19日）	1.4
	第33期	（平成18年10月16日）	0
	第34期	（平成18年11月16日）	0.3
第5特定計算期間	第35期	（平成18年12月18日）	1.1
	第36期	（平成19年 1月16日）	0.9
	第37期	（平成19年 2月16日）	0
	第38期	（平成19年 3月16日）	△1.2
	第39期	（平成19年 4月16日）	3.5
	第40期	（平成19年 5月16日）	1.5
第6特定計算期間	第41期	（平成19年 6月18日）	1.6
	第42期	（平成19年 7月17日）	1.9
	第43期	（平成19年 8月16日）	△5.9
	第44期	（平成19年 9月18日）	1.8
	第45期	（平成19年10月16日）	4.8
	第46期	（平成19年11月16日）	△3.6
第7特定計算期間	第47期	（平成19年12月17日）	0.1
	第48期	（平成20年 1月16日）	△3.3
	第49期	（平成20年 2月18日）	2.2
	第50期	（平成20年 3月17日）	△4.2
	第51期	（平成20年 4月16日）	2.4
	第52期	（平成20年 5月16日）	2.1
第8特定計算期間	第53期	（平成20年 6月16日）	0.5
	第54期	（平成20年 7月16日）	1.7
	第55期	（平成20年 8月18日）	△1.7
	第56期	（平成20年 9月16日）	△8.4
	第57期	（平成20年 10月16日）	△9.6
	第58期	（平成20年 11月17日）	△6.3

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6【手続等の概要】

(1) お申込み（販売）手続等

当ファンドの取得のお申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

お申込み代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金受取コース	1万口以上1万口単位 1万円以上1円単位	お申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数＝お申込金額 これに、1口当たり基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料が加算された金額となります。
分配金再投資コース	1万円以上 1円単位	お申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数＝お申込金額 これに、1口当たり基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込み金額の中で精算されます。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1円単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

※ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

- A 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託会社に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権を除く）をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- B 委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- C 一部解約の申込みは委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として毎営業日にお申込みいただけます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。お申込みの受付時間は午後3時までとしますが、わが国の金融商品取引所の半休日の場合の受付時間は午前11時までとします。
- D 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ

(<http://www.fortis-am.com/>) でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2) 保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託期間は無期限とします。ただし信託期間中において償還条件に該当する事由が生じた場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。償還条件は次頁の（6）その他（I）ファンドの償還条件をご覧ください。

(4) 計算期間

計算期間は原則として毎月17日から翌月16日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、該当日以降の最初の営業日を計算期間の終了日とします。

(5) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑤当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

⑥委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金お

よび一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑦投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が「7【管理及び運営の概要】（6）その他（I）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（IV）約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

⑧異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、「7【管理及び運営の概要】（6）その他（I）ファンドの償還条件」または「（IV）約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

⑨受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

（6）その他

（I）ファンドの償還条件

- A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることににより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- B 委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- C 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- D 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- F 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、C の信託契約の解約をしません。
- G 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- H E からG までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、E の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- I 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- J 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（IV）約款の変更にしがいます。
- K 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する投信委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、約款第52条第4項に該当する場合を除きその投信委託会社と受託会社との間において存続します。
- L 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、

約款第52条の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任および解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(II) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(III) 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(IV) 約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、Aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C Bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D Cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Aの信託約款の変更をしません。
- E 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(V) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(VI) 運用報告書

委託会社は、6ヶ月毎（毎年5月および11月の決算日の決算を基準とします。）および償還時に、運用経過等や信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を通じて知られたる受益者の皆様に送付します。運用報告書は、ファンドの償還時にも作成します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

第2【財務ハイライト情報】

◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

◆ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人により監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1【財務諸表】

AAAソブリン・ファンド

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期	当期
		(平成20年5月16日現在)	(平成20年11月17日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		127,480,436	—
金銭信託		802,169	459,457
コール・ローン		143,234,732	250,578,595
国債証券		1,526,945,434	995,979,963
未収利息		19,818,085	29,832,973
その他未収収益		932,888	453,623
流動資産合計		1,819,213,744	1,277,304,611
資産合計		1,819,213,744	1,277,304,611
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		8,433,431	7,919,776
未払解約金		5,386,517	3,495,639
未払受託者報酬		78,606	60,575
未払委託者報酬		1,572,125	1,211,534
その他未払費用		157,195	—
流動負債合計		15,627,874	12,687,524
負債合計		15,627,874	12,687,524
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※2	1,551,508,341	1,439,959,365
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	252,077,529	△175,342,278
(分配準備積立金)		41,096,849	14,009,708
元本等合計		1,803,585,870	1,264,617,087
純資産合計		1,803,585,870	1,264,617,087
負債純資産合計		1,819,213,744	1,277,304,611

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		42,065,474	35,783,664
有価証券売買等損益		3,626,333	52,445,180
為替差損益		△51,742,109	△446,266,178
その他収益		439,054	385,463
営業収益合計		△5,611,248	△357,651,871
営業費用			
受託者報酬		484,117	442,162
委託者報酬	※1	9,682,277	8,843,251
その他費用		1,147,904	1,674,485
営業費用合計		11,314,298	10,959,898
営業損失(△)		△16,925,546	△368,611,769
経常損失(△)		△16,925,546	△368,611,769
当期純損失(△)		△16,925,546	△368,611,769
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額(△)		2,031,208	△6,262,663
期首剰余金又は期首欠損金(△)		325,184,495	252,077,529
剰余金増加額又は欠損金減少額		74,162,994	18,507,802
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		—	1,225,726
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		74,162,994	17,282,076
剰余金減少額又は欠損金増加額		76,270,239	34,277,093
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		76,270,239	32,188,969
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		—	2,088,124
分配金	※2	52,042,967	49,301,410
期末剰余金又は期末欠損金(△)		252,077,529	△175,342,278

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	当期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左
区分	前期 自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	当期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
		特定期間末日の取扱い 平成20年11月16日が休日のため、当特定期間末日を平成20年11月17日としております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

A 名義書換

該当事項はありません。

B 受益者等名簿

作成しません。

C 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

D 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

E 受益者集会等

該当するものは存在しません。

F 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

G 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

H 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

I 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

J 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価、（2）保管、（3）信託期間、（4）計算期間、（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表、（2）損益及び剰余金計算書、（3）注記表、（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託
AAA ソブリン・ファンド
－運用の基本方針－

約款の第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

原則として世界主要国のソブリン債券*に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

*ソブリン債券：各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社による Aaa, またはスタンダード・アンド・プアーズ社による AAA の格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

(2) 投資態度

- ①原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社による Aaa, またはスタンダード・アンド・プアーズ社による AAA の格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- ②投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行ない、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ③円投資家の立場から最適な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を行なうことにより、リターン追求を図ります。
- ④外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③新株引受権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

年12回決算を行ない、毎決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行ないます。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

追加型証券投資信託
AAA ソブリン・ファンド
信託約款

【委託者および受託者】**第1条**

この信託は、フォर्टィス・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者としします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】**第1条の2**

受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的および金額】**第2条**

委託者は受益者のために利殖の目的をもって金21億6,282万円を信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】**第3条**

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託の期間】**第4条**

この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第8項、第48条、第49条、第51条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**第5条**

この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】**第6条**

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】**第7条**

委託者は、第2条の規定による受益権については21億6,282万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを

追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**第8条**

追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第27条に規定する予約為替の評価は原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】**第9条**

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】**第10条**

この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をする

ため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条の2

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第11条

委託者の指定する販売会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②前項の場合の取得申込の日がフランクフルト証券取引所の休場日と同日の場合には受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社または登録金融機関が3%を上限としてそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係

る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の毀損した場合等の再交付】

第14条 <削除>

【受益証券の再交付の費用】

第15条 <削除>

【運用の指図範囲】

第16条

委託者（第17条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第17条、第18条から第27条まで、第33条および第35条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債および新株引受権証券の新株引受権行使により取得した株券または新株引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除き

ます。)

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券および外国または外国法人が発行する証券または証書で、新株引受権証券または分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者が発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は取得時において信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

⑥委託者は取得時において信託財産に属する新株引受権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

【運用の基本方針】

第17条

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第18条

委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第19条

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

【同一銘柄の転換社債への投資制限】

第20条

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第21条

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

②前項の信用取引の指図は、つぎの各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第22条

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所にお

けるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点での信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付け代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時

価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第23条

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先物取引の運用指図】

第24条

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計

額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第27条

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

【有価証券の保管】

第28条 <削除>

【信託業務の委託等】

第29条

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りまゝ。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第30条

金融機関または販売会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した

外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または販売会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または販売会社の名義で混蔵寄託されるものとします。

【一括登録】

第31条

信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却および再投資の指図】

第33条

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

②委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第34条

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【資金の借入れ】

第35条

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の

償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

第36条

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第37条

この信託の計算期間は、毎月17日から翌月16日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

【信託財産に関する報告】

第38条

受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③委託者は、前2項の信託財産に関する報告書について、監督官庁の命令にしたがい、これを公告します。

【信託事務の諸費用】

第39条

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書の作成・印刷費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

②委託者は、前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書の作成・印刷費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%（税抜年率0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第40条

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定す

る計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

②前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第41条

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【信託の一部解約】

第42条

受益者（委託者の指定する販売会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権を除く）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がフランクフルト証券取引所の休場日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が生じた受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実なこの信託の受益証券をもって行な

うものとしします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦委託者は、平成13年12月1日以降、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧委託者は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【収益分配金の再投資】

第43条 ＜削除＞

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録

されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条

受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第46条

受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第46条の2

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第47条

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第49条

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい新受託者を選任します。

②受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないとき、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第52条

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なもの

について、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第53条

第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第54条

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付 則】

第1条

第44条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条

平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条

第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数

値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成10年12月1日

委託者 フォルティス・アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

愛称 トリプルアクセル

AAAソブリン・ファンド

追加型投信/海外/債券

毎月分配

投資信託説明書
(請求目論見書)
2009.2

フォルティス・アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に交付される投資信託説明書 (交付目論見書) と、投資家の皆様から請求があった場合に交付される投資信託説明書 (請求目論見書) があります。

1. この目論見書により行う「AAAソブリン・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 2 月 16 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成 21 年 2 月 17 日に生じております。
2. 本書は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める内容を記載した目論見書 (請求目論見書) です。
3. 当ファンドは値動きのある有価証券や金融商品に投資を行なう為、基準価額は日々変動します。したがって、当ファンドの運用成果 (基準価額) は運用実績により変動し、投資した資産の減少を含むリスクは当ファンドの受益者に帰属します。
4. 投資信託は預金・金融債・保険契約ではなく、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

AAAソブリン・ファンド (愛称:トリプルアクセル)

投資信託説明書 (請求目論見書) 目 次

	項
ファンドの詳細情報	
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	
1 申込 (販売) 手続等	1
2 換金 (解約) 手続等	1
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要	2
2 受益者の権利等	4
第4 ファンドの経理状況	
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	16
第5 設定及び解約の実績	16



フォルティス・アセットマネジメント

【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成10年12月 1日 信託契約締結
平成10年12月 1日 当ファンドの設定
平成10年12月 1日 当ファンドの運用開始
平成12年11月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成12年12月 1日 有価証券届出書効力発生

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得のお申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日は申込みの受付は行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

お申込代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金受取コース	1万口以上1万口単位 1万円以上1円単位	お申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数＝お申込金額 これに、1口当たり基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料が加算された金額となります。
分配金再投資コース	1万円以上 1円単位	お申込日の翌営業日の基準価額×お申込口数＝お申込金額 これに、1口当たり基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1円単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

※ファンドの取得申込者は販売会社に、取得お申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

- A 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託会社に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権を除く）をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- B 委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- C 一部解約の申込みは委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として毎営業日にお申込みいただけます。ただし、フランクフルト証券取引所が休業日はお申込みの受付は行ないません。お申込みの受付時間は午後3時までとしますが、わが国の金融商品取引所の半休日の場合の受付時間は午前11時までとします。

- D 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.fortis-am.com/>）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし信託期間中において償還条件に該当する事由が生じた場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。償還条件は次頁の（6）その他（I）ファンドの償還条件をご覧ください。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎月17日から翌月16日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、該当日以降の最初の営業日を計算期間の終了日とします。

(5)【その他】

(I) ファンドの償還条件

- A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- B 委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- C 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- D 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- F 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、Cの信託契約の解約をしません。
- G 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、

かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- H E からG までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、E の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- I 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- J 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（IV）約款の変更にしたがいます。
- K 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する投信委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、約款第52条第4項に該当する場合を除きその投信委託会社と受託会社との間において存続します。
- L 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款第52条の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任および解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（II）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払は、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（III）信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（IV）約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、Aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C Bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- D Cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Aの信託約款の変更をしません。
- E 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(V) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(VI) 運用報告書

委託会社は、6ヶ月毎（毎年5月および11月の決算日の決算を基準とします。）および償還時に、運用経過等や信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を通じて知られたる受益者の皆様に送付します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑤当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

⑥委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑦投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1.資産管理等の概要（5）その他（I）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（IV）約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

⑧異議申立てを行った受益者の買取請求権

前期に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「1.資産管理等の概要（5）その他（I）ファンドの償還条件」または「（IV）約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

⑨受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年11月17日から平成20年5月16日まで)及び当特定期間(平成20年5月17日から平成20年11月17日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

男澤 顕 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAAAソブリン・ファンドの平成19年11月17日から平成20年5月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AAAソブリン・ファンドの平成20年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

男澤 豊 

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

松本 克夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAAAソブリン・ファンドの平成20年5月17日から平成20年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AAAソブリン・ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

AAAソブリン・ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期	当期
		(平成 20 年 5 月 16 日現在)	(平成 20 年 11 月 17 日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		127,480,436	—
金銭信託		802,169	459,457
コール・ローン		143,234,732	250,578,595
国債証券		1,526,945,434	995,979,963
未収利息		19,818,085	29,832,973
その他未収収益		932,888	453,623
流動資産合計		1,819,213,744	1,277,304,611
資産合計		1,819,213,744	1,277,304,611
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		8,433,431	7,919,776
未払解約金		5,386,517	3,495,639
未払受託者報酬		78,606	60,575
未払委託者報酬		1,572,125	1,211,534
その他未払費用		157,195	—
流動負債合計		15,627,874	12,687,524
負債合計		15,627,874	12,687,524
純資産の部			
元本等			
元本	※1, ※2	1,551,508,341	1,439,959,365
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	252,077,529	△175,342,278
(分配準備積立金)		41,096,849	14,009,708
元本等合計		1,803,585,870	1,264,617,087
純資産合計		1,803,585,870	1,264,617,087
負債純資産合計		1,819,213,744	1,277,304,611

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	当期
		自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		42,065,474	35,783,664
有価証券売買等損益		3,626,333	52,445,180
為替差損益		△51,742,109	△446,266,178
その他収益		439,054	385,463
営業収益合計		△5,611,248	△357,651,871
営業費用			
受託者報酬		484,117	442,162
委託者報酬	※1	9,682,277	8,843,251
その他費用		1,147,904	1,674,485
営業費用合計		11,314,298	10,959,898
営業損失(△)		△16,925,546	△368,611,769
経常損失(△)		△16,925,546	△368,611,769
当期純損失(△)		△16,925,546	△368,611,769
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額(△)		2,031,208	△6,262,663
期首剰余金又は期首欠損金(△)		325,184,495	252,077,529
剰余金増加額又は欠損金減少額		74,162,994	18,507,802
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		—	1,225,726
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		74,162,994	17,282,076
剰余金減少額又は欠損金増加額		76,270,239	34,277,093
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		76,270,239	32,188,969
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		—	2,088,124
分配金	※2	52,042,967	49,301,410
期末剰余金又は期末欠損金(△)		252,077,529	△175,342,278

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	当期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左
区分	前期 自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	当期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
	_____	特定期間末日の取扱い 平成20年11月16日が休日のため、当特定期間末日を平成20年11月17日としております。

(貸借対照表関係に関する注記)

項目	前期 (平成20年5月16日現在)	当期 (平成20年11月17日現在)
※1 期首元本額	1,576,862,936 円	1,551,508,341 円
期中追加設定元本額	413,014,577 円	155,187,660 円
期中解約元本額	438,369,172 円	266,736,636 円
※2 計算期末日における受益権の総数	1,551,508,341 口	1,439,959,365 口
※3 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、175,342,278円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
※1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬の6分の1相当額を支払っております。	※1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
※2. 分配金の計算過程 (平成19年11月17日から平成19年12月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,506,654円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(368,037,987円)及び分配準備積立金(68,798,569円)より分配対象収益は442,343,210円(1万口当たり 2,848.96円)であり、うち8,539,527円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	※2. 分配金の計算過程 (平成20年5月17日から平成20年6月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,615,605円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(380,054,218円)及び分配準備積立金(40,422,642円)より分配対象収益は426,092,465円(1万口当たり 2,747.26円)であり、うち8,530,313円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(平成19年12月18日から平成20年1月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,977,694円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(372,693,858円)及び分配準備積立金(62,445,340円)より分配対象収益は440,116,892円(1万口当たり 2,826.79円)であり、うち8,563,173円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成20年6月17日から平成20年7月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,344,696円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(380,294,325円)及び分配準備積立金(36,890,255円)より分配対象収益は423,529,276円(1万口当たり 2,733.41円)であり、うち8,521,965円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

前期	当期
自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
(平成20年1月17日から平成20年2月18日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,306,875円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(386,939,744円)及び分配準備積立金(56,184,230円)より分配対象収益は450,430,849円(1万口当たり2,818.90円)であり、うち8,788,403円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成20年7月17日から平成20年8月18日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,203,537円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(373,623,492円)及び分配準備積立金(33,507,270円)より分配対象収益は412,334,299円(1万口当たり2,712.90円)であり、うち8,359,449円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(平成20年2月19日から平成20年3月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,438,467円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(394,318,956円)及び分配準備積立金(53,453,289円)より分配対象収益は452,210,712円(1万口当たり2,791.78円)であり、うち8,908,828円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成20年8月19日から平成20年9月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,128,510円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(362,139,249円)及び分配準備積立金(28,924,138円)より分配対象収益は395,191,897円(1万口当たり2,686.10円)であり、うち8,091,828円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(平成20年3月18日から平成20年4月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,501,525円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(391,097,046円)及び分配準備積立金(47,312,197円)より分配対象収益は444,910,768円(1万口当たり2,777.65円)であり、うち8,809,605円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成20年9月17日から平成20年10月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,190,354円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(353,067,628円)及び分配準備積立金(23,835,334円)より分配対象収益は380,093,316円(1万口当たり2,653.57円)であり、うち7,878,079円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

前期	当期
自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
(平成20年4月17日から平成20年5月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,559,521円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(379,488,006円)及び分配準備積立金(42,970,759円)より分配対象収益は429,018,286円(1万口当たり2,765.16円)であり、うち8,533,295円(1万口当たり55円)より外国所得税額99,864円を控除後、8,433,431円を分配額としております。	(平成20年10月17日から平成20年11月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,064,634円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(355,346,397円)及び分配準備積立金(18,864,850円)より分配対象収益は377,275,881円(1万口当たり2,620.03円)であり、うち7,919,776円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成20年5月16日現在)		当期 (平成20年11月17日現在)	
	貸借対照表計上額	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額
国債証券	1,526,945,434 円	15,105,768 円	995,979,963 円	25,521,253 円
合計	1,526,945,434 円	15,105,768 円	995,979,963 円	25,521,253 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	前期 自 平成19年11月17日 至 平成20年 5月16日	当期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期（平成20年5月16日現在）

該当事項はありません。

当期（平成20年11月17日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自 平成19年11月17日 至 平成20年5月16日)

該当事項はありません。

当期(自 平成20年5月17日 至 平成20年11月17日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前期（平成20年5月16日現在）	当期（平成20年11月17日現在）
1口当たり純資産額 1.1625円 (1万口当たり純資産額) (11,625円)	1口当たり純資産額 0.8782円 (1万口当たり純資産額) (8,782円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
国債証券	カナダドル	6%CANADA-GOV'T 20110601	1,300,000.00	1,424,904.00
		カナダドル 小計	1,300,000.00	1,424,904.00
				(110,757,787)
	オーストラリアドル	6.5% AUSTRALIAN GOVT. 20130515	4,500,000.00	4,944,420.00
		オーストラリアドル 小計	4,500,000.00	4,944,420.00
				(306,306,819)
	英ポンド	5% UK TREASURY 20120307	1,000,000.00	1,061,130.00
		英ポンド 小計	1,000,000.00	1,061,130.00
				(150,425,788)
	ユーロ	5% DEUTSCHLAND REP 20120104	3,300,000.00	3,539,481.00
		ユーロ 小計	3,300,000.00	3,539,481.00
				(428,489,569)
		国債合計		995,979,963 (995,979,963)
		合計		995,979,963 (995,979,963)

注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄におけるカッコ内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄におけるカッコ内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率		合計金額に対する比率	
カナダドル	国債証券 1 銘柄	100.00	%	11.12	%
オーストラリアドル	国債証券 1 銘柄	100.00	%	30.76	%
英ポンド	国債証券 1 銘柄	100.00	%	15.10	%
ユーロ	国債証券 1 銘柄	100.00	%	43.02	%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年12月末日

I 資産総額	1,478,072,904円
II 負債総額	654,230円
III 純資産総額 (I - II)	1,477,418,674円
IV 発行済数量	1,648,865,901口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8960円
(1万口当たりの純資産総額	8,960円)

第5 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成10年12月1日）から第58期末(平成20年11月17日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1期		2,232,367,212	295,349
第2期		13,862,538	13,202,339
第3期		14,628,834	309,858
第4期		17,205,073	132,348
第5期		27,335,712	1,974,234
第6期		23,484,105	765,714
第7期		14,794,672	1,093,636
第8期		14,353,876	54,768,897
第9期		13,868,452	8,575,317
第10期		8,821,754	2,101,589
第11期		9,245,836	573,695,230
第12期		7,591,613	1,145,231,862
第1特定計算期間	第13期	6,897,693	585,106,842
	第14期	317,657,705	728,496
	第15期	120,228,880	—
	第16期	469,743	—
第2特定計算期間	第17期	23,264,668	100,000,000
	第18期	9,754,252	165,000,000
	第19期	53,537,524	20,000,000
	第20期	1,864,595	271,630
	第21期	13,953,639	846,600

		設定口数	解約口数
	第22期	4,649,723	849,203
第3特定計算期間	第23期	20,576,060	—
	第24期	20,854,234	55,453,661
	第25期	34,342,290	12,564,086
	第26期	31,136,151	8,023,765
	第27期	91,183,054	17,041,047
	第28期	28,014,788	22,539,422
第4特定計算期間	第29期	42,527,494	8,127,791
	第30期	38,320,196	8,632,089
	第31期	42,783,374	80,683,550
	第32期	37,592,647	16,713,949
	第33期	51,982,367	25,632,577
	第34期	81,931,101	12,202,094
第5特定計算期間	第35期	48,623,338	38,325,535
	第36期	40,958,017	39,647,128
	第37期	49,628,549	15,179,574
	第38期	763,928,865	21,544,978
	第39期	82,905,250	21,132,593
	第40期	140,674,861	43,117,929
第6特定計算期間	第41期	64,932,189	32,482,026
	第42期	156,868,487	18,983,392
	第43期	108,346,045	28,627,617
	第44期	90,864,766	46,481,485
	第45期	89,748,528	113,336,382
	第46期	92,043,497	262,319,497
第7特定計算期間	第47期	96,266,106	120,487,758
	第48期	83,801,204	79,501,880
	第49期	113,583,159	72,632,296
	第50期	58,868,153	36,972,665
	第51期	37,878,069	55,918,529
	第52期	22,617,886	72,856,044
第8特定計算期間	第53期	25,073,098	25,615,373
	第54期	24,287,229	25,805,072
	第55期	24,663,142	54,211,411
	第56期	23,775,118	72,433,446
	第57期	28,446,990	67,310,546
	第58期	28,942,083	21,360,788

愛称 トリプルアクセル

AAAソブリン・ファンド

追加型投信/海外/債券

毎月分配

投資信託説明書
(目論見書)
(訂正事項分)
2009.8

フォルティス・アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)訂正事項分

AAAソブリン・ファンド(愛称:トリプルアクセル)

有価証券届出書の訂正届出書の提出に伴い、投資信託説明書(交付目論見書)(以下、「原交付目論見書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正いたします。お手数ではございますが、原交付目論見書の該当箇所をこの「訂正事項分」にしたがい、読み替えていただきますようお願い申し上げます。

1. この目論見書により行う「AAAソブリン・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成21年2月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年2月17日に生じております。また金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に平成21年8月17日に提出しております。
2. 「AAAソブリン・ファンド」の受益権の基準価額は、同ファンドに組み入れられている金融商品の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべてご投資家の皆様に帰属します。したがって、元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 当ファンドは値動きのある金融商品に投資を行なう為、基準価額は日々変動します。したがって、当ファンドの運用成果(基準価額)は運用実績により変動し、投資した資産の減少を含むリスクは当ファンドの受益者に帰属します。
4. 投資信託は預金・金融債・保険契約ではなく、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

I. 交付目論見書の訂正理由

有価証券届出書の訂正届出書の提出に伴い、「AAAソブリン・ファンド(愛称:トリプルアクセル)交付目論見書 2009. 2」の記載事項のうち、訂正すべき事項について訂正を行うものです。

II. 訂正箇所及び訂正事項

次項以降の情報を更新致します。



ファンドにかかる費用と税金について

《ご投資家に直接ご負担いただく費用と税金》：以下の内容に更新します。

時期	項目	費用・税金
お買付時	お申込手数料	基準価額に3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額 (1口当たり) とします。お申込手数料に係る消費税および地方消費税が含まれます。 ※詳しくは販売会社もしくはお申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して以下の税率が適用されます。 《個人のご投資家》 ■平成23年12月31日までは税率10%が適用 (所得税7%及び地方税3%) されます。平成24年1月1日以降は税率20% (所得税15%及び地方税5%) となる予定です。 《法人のご投資家》 ■平成23年12月31日までは税率7% (所得税7%のみ) が適用されます。平成24年1月1日以降は税率15%が適用 (所得税15%のみ) となる予定です。
ご換金時 償還時	信託財産留保額	当ファンドの信託財産留保額はありません。
	所得税および地方税	《個人のご投資家》 解約価額および償還価額の譲渡益 (解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。) については、譲渡所得に対して以下の税率が適用されます。 ■平成23年12月31日まで税率10%が適用 (所得税7%及び地方税3%) されます。平成24年1月1日以降は税率20% (所得税15%及び地方税5%) となる予定です。 《法人のご投資家》 解約時および償還時の個別元本超過額に対して以下の税率が適用されます。 ■平成23年12月31日まで税率7% (所得税7%のみ) が適用されます。平成24年1月1日以降は税率15%が適用 (所得税15%のみ) となる予定です。

課税に関する詳細は「第二部 ファンドの情報 第1【ファンドの状況】 4【手数料等及び税金】 (5)【課税上の取扱い】」をご覧ください。

上記は、平成21年8月17日現在の税法に基づきます。税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることもあります。詳細は、お取扱いの販売会社またはお近くの税務署等にお問い合わせください。課税関係のお取扱いに関しましては税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

以下の内容に更新します。

(前略)

＜法人、個人別の課税の取扱いについて＞

A 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【ファンドの運用状況】

以下の内容に更新します。

(1) 【投資状況】

平成21年6月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ドイツ	483,333,049	35.35
	オーストラリア	369,978,232	27.06
	イギリス	171,376,272	12.53
	アメリカ	168,658,270	12.34
	カナダ	117,608,398	8.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		56,243,139	4.11
合計（純資産総額）		1,367,197,360	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成21年6月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	額面	簿価単価 簿価金額	時価単価 評価金額	邦貨換算 評価金額	利率/ 償還日	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	5% DEUTSCHLAND REP	ユーロ	3,300,000.00	107.67 3,553,143.00	108.07 3,566,244.00	483,333,049	5.00 2012/1/4	35.35
2	オーストラリア	国債証券	6.5% AUSTRALIAN GOVT.	オーストラリアドル	4,500,000.00	106.47 4,791,465.00	105.61 4,752,450.00	369,978,232	6.50 2013/5/15	27.06
3	イギリス	国債証券	5% UK TREASURY	ポンド	1,000,000.00	107.09 1,070,990.00	107.42 1,074,190.00	171,376,272	5.00 2012/3/7	12.53
4	アメリカ	国債証券	1.875% US TREASURY N/B	USドル	1,800,000.00	96.57 1,738,404.00	97.59 1,756,674.00	168,658,270	1.88 2014/2/28	12.34
5	カナダ	国債証券	6% CANADA -GOV'T	カナダドル	1,300,000.00	108.83 1,414,907.00	109.04 1,417,481.00	117,608,398	6.00 2011/6/1	8.60

B 種類別の投資比率

平成21年6月末日現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	95.89

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成20年6月末日から平成21年6月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日			純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期		（平成11年5月31日）	2,074	2,085	9,292	9,342
第2期		（平成11年11月30日）	1,641	1,652	7,350	7,400
第3期		（平成12年5月31日）	1,601	1,612	7,126	7,176
第4期		（平成12年11月30日）	1,588	1,600	7,016	7,066
第5期		（平成13年5月31日）	1,748	1,759	7,633	7,683
第6期		（平成13年11月30日）	1,955	1,967	8,457	8,507
第7期		（平成14年5月31日）	2,036	2,047	8,752	8,802
第8期		（平成14年12月2日）	2,205	2,216	9,646	9,696
第9期		（平成15年6月2日）	2,622	2,633	11,446	11,496
第10期		（平成15年12月1日）	2,482	2,494	10,805	10,855
第11期		（平成16年5月31日）	1,899	1,908	10,960	11,010
第12期		（平成16年11月30日）	697	700	11,699	11,749
第1 特定計算期間	第13期	（平成17年2月16日）	21	21	12,004	12,004
	第14期	（平成17年3月16日）	399	401	11,939	11,994
	第15期	（平成17年4月18日）	539	542	11,871	11,926
	第16期	（平成17年5月16日）	537	539	11,801	11,856
第2 特定計算期間	第17期	（平成17年6月16日）	452	454	11,965	12,020
	第18期	（平成17年7月19日）	270	271	12,114	12,169
	第19期	（平成17年8月16日）	309	310	12,048	12,103
	第20期	（平成17年9月16日）	316	317	12,242	12,297
	第21期	（平成17年10月17日）	333	334	12,271	12,326
	第22期	（平成17年11月16日）	342	343	12,441	12,496
第3 特定計算期間	第23期	（平成17年12月16日）	369	370	12,477	12,532
	第24期	（平成18年1月16日）	324	325	12,421	12,476
	第25期	（平成18年2月16日）	352	354	12,459	12,514
	第26期	（平成18年3月16日）	379	381	12,392	12,447
	第27期	（平成18年4月17日）	467	469	12,293	12,348
	第28期	（平成18年5月16日）	466	468	12,083	12,138
第4 特定計算期間	第29期	（平成18年6月16日）	516	519	12,303	12,358
	第30期	（平成18年7月18日）	552	555	12,288	12,343
	第31期	（平成18年8月16日）	509	511	12,372	12,427
	第32期	（平成18年9月19日）	540	543	12,495	12,550
	第33期	（平成18年10月16日）	571	573	12,444	12,499
	第34期	（平成18年11月16日）	657	660	12,429	12,484
第5 特定計算期間	第35期	（平成18年12月18日）	674	677	12,516	12,571
	第36期	（平成19年1月16日）	679	682	12,569	12,624
	第37期	（平成19年2月16日）	719	722	12,512	12,567
	第38期	（平成19年3月16日）	1,562	1,628	11,861	12,361
	第39期	（平成19年4月16日）	1,685	1,693	12,221	12,276

年 月 日			純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 6 特定計算期間	第40期	（平成19年 5 月16日）	1,822	1,830	12,344	12,399
	第41期	（平成19年 6 月18日）	1,884	1,892	12,488	12,543
	第42期	（平成19年 7 月17日）	2,087	2,096	12,672	12,727
	第43期	（平成19年 8 月16日）	2,050	2,060	11,875	11,930
	第44期	（平成19年 9 月18日）	2,131	2,141	12,037	12,092
	第45期	（平成19年10月16日）	2,195	2,205	12,564	12,619
	第46期	（平成19年11月16日）	1,902	1,910	12,062	12,117
第 7 特定計算期間	第47期	（平成19年12月17日）	1,867	1,875	12,022	12,077
	第48期	（平成20年 1 月16日）	1,802	1,810	11,571	11,626
	第49期	（平成20年 2 月18日）	1,881	1,890	11,774	11,829
	第50期	（平成20年 3 月17日）	1,819	1,828	11,228	11,283
	第51期	（平成20年 4 月16日）	1,833	1,841	11,441	11,496
	第52期	（平成20年 5 月16日）	1,804	1,812	11,625	11,680
第 8 特定計算期間	第53期	（平成20年 6 月16日）	1,803	1,812	11,630	11,685
	第54期	（平成20年 7 月16日）	1,823	1,831	11,768	11,823
	第55期	（平成20年 8 月18日）	1,749	1,757	11,511	11,566
	第56期	（平成20年 9 月16日）	1,543	1,551	10,489	10,544
	第57期	（平成20年10月16日）	1,350	1,358	9,427	9,482
	第58期	（平成20年11月17日）	1,264	1,272	8,782	8,837
第 9 特定計算期間	第59期	（平成20年12月16日）	1,340	1,349	8,756	8,811
	第60期	（平成21年 1 月16日）	1,422	1,431	8,616	8,671
	第61期	（平成21年 2 月16日）	1,413	1,422	8,540	8,595
	第62期	（平成21年 3 月16日）	1,329	1,337	8,958	9,013
	第63期	（平成21年 4 月16日）	1,386	1,394	9,452	9,507
	第64期	（平成21年 5 月18日）	1,283	1,290	9,076	9,131
		平成20年 6 月末日	1,834	—	11,793	—
		平成20年 7 月末日	1,798	—	11,867	—
		平成20年 8 月末日	1,739	—	11,379	—
		平成20年 9 月末日	1,564	—	10,565	—
		平成20年10月末日	1,313	—	9,139	—
		平成20年11月末日	1,365	—	8,936	—
		平成20年12月末日	1,477	—	8,960	—
		平成21年 1 月末日	1,402	—	8,464	—
		平成21年 2 月末日	1,474	—	8,905	—
		平成21年 3 月末日	1,341	—	9,148	—
		平成21年 4 月末日	1,312	—	9,306	—
		平成21年 5 月末日	1,355	—	9,548	—
		平成21年 6 月末日	1,367	—	9,549	—

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

		1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 期計算期末		50
第 2 期計算期末		50
第 3 期計算期末		50
第 4 期計算期末		50
第 5 期計算期末		50
第 6 期計算期末		50
第 7 期計算期末		50
第 8 期計算期末		50
第 9 期計算期末		50
第10期計算期末		50
第11期計算期末		50
第12期計算期末		50
第 1 特定計算期間	第13期計算期末	0
	第14期計算期末	55
	第15期計算期末	55
	第16期計算期末	55
第 2 特定計算期間	第17期計算期末	55
	第18期計算期末	55
	第19期計算期末	55
	第20期計算期末	55
	第21期計算期末	55
	第22期計算期末	55
第 3 特定計算期間	第23期計算期末	55
	第24期計算期末	55
	第25期計算期末	55
	第26期計算期末	55
	第27期計算期末	55
	第28期計算期末	55
第 4 特定計算期間	第29期計算期末	55
	第30期計算期末	55
	第31期計算期末	55
	第32期計算期末	55
	第33期計算期末	55
	第34期計算期末	55
第 5 特定計算期間	第35期計算期末	55
	第36期計算期末	55
	第37期計算期末	55
	第38期計算期末	500
	第39期計算期末	55
	第40期計算期末	55
第 6 特定計算期間	第41期計算期末	55
	第42期計算期末	55

		1 万口当たりの分配金（円）
	第43期計算期末	55
	第44期計算期末	55
	第45期計算期末	55
	第46期計算期末	55
第 7 特定計算期間	第47期計算期末	55
	第48期計算期末	55
	第49期計算期末	55
	第50期計算期末	55
	第51期計算期末	55
	第52期計算期末	55
第 8 特定計算期間	第53期計算期末	55
	第54期計算期末	55
	第55期計算期末	55
	第56期計算期末	55
	第57期計算期末	55
	第58期計算期末	55
第 9 特定計算期間	第59期計算期末	55
	第60期計算期末	55
	第61期計算期末	55
	第62期計算期末	55
	第63期計算期末	55
	第64期計算期末	55

③【収益率の推移】

			収益率 (%)
第 1 期	(平成11年 5 月31日)		△6.6
第 2 期	(平成11年11月30日)		△20.4
第 3 期	(平成12年 5 月31日)		△2.4
第 4 期	(平成12年11月30日)		△0.8
第 5 期	(平成13年 5 月31日)		9.5
第 6 期	(平成13年11月30日)		11.5
第 7 期	(平成14年 5 月31日)		4.1
第 8 期	(平成14年12月 2 日)		10.8
第 9 期	(平成15年 6 月 2 日)		19.2
第10期	(平成15年12月 1 日)		△5.2
第11期	(平成16年 5 月31日)		1.9
第12期	(平成16年11月30日)		7.2
第 1 特定計算期間	第13期	(平成17年 2 月16日)	2.6
	第14期	(平成17年 3 月16日)	△0.1
	第15期	(平成17年 4 月18日)	△0.1
	第16期	(平成17年 5 月16日)	△0.1
第 2 特定計算期間	第17期	(平成17年 6 月16日)	1.9
	第18期	(平成17年 7 月19日)	1.7
	第19期	(平成17年 8 月16日)	△0.1
	第20期	(平成17年 9 月16日)	2.1
	第21期	(平成17年10月17日)	0.7
	第22期	(平成17年11月16日)	1.8
第 3 特定計算期間	第23期	(平成17年12月16日)	0.7
	第24期	(平成18年 1 月16日)	0.0
	第25期	(平成18年 2 月16日)	0.7
	第26期	(平成18年 3 月16日)	△0.1
	第27期	(平成18年 4 月17日)	△0.4
	第28期	(平成18年 5 月16日)	△1.3
第 4 特定計算期間	第29期	(平成18年 6 月16日)	2.3
	第30期	(平成18年 7 月18日)	0.3
	第31期	(平成18年 8 月16日)	1.1
	第32期	(平成18年 9 月19日)	1.4
	第33期	(平成18年10月16日)	0.0
	第34期	(平成18年11月16日)	0.3
第 5 特定計算期間	第35期	(平成18年12月18日)	1.1
	第36期	(平成19年 1 月16日)	0.9
	第37期	(平成19年 2 月16日)	0.0
	第38期	(平成19年 3 月16日)	△1.2
	第39期	(平成19年 4 月16日)	3.5
	第40期	(平成19年 5 月16日)	1.5
第 6 特定計算期間	第41期	(平成19年 6 月18日)	1.6
	第42期	(平成19年 7 月17日)	1.9

			収益率（％）
	第43期	（平成19年 8 月16日）	△5.9
	第44期	（平成19年 9 月18日）	1.8
	第45期	（平成19年10月16日）	4.8
	第46期	（平成19年11月16日）	△3.6
第 7 特定計算期間	第47期	（平成19年12月17日）	0.1
	第48期	（平成20年 1 月16日）	△3.3
	第49期	（平成20年 2 月18日）	2.2
	第50期	（平成20年 3 月17日）	△4.2
	第51期	（平成20年 4 月16日）	2.4
	第52期	（平成20年 5 月16日）	2.1
第 8 特定計算期間	第53期	（平成20年 6 月16日）	0.5
	第54期	（平成20年 7 月16日）	1.7
	第55期	（平成20年 8 月18日）	△1.7
	第56期	（平成20年 9 月16日）	△8.4
	第57期	（平成20年10月16日）	△9.6
	第58期	（平成20年11月17日）	△6.3
第 9 特定計算期間	第59期	（平成20年12月16日）	0.3
	第60期	（平成21年 1 月16日）	△1.0
	第61期	（平成21年 2 月16日）	△0.2
	第62期	（平成21年 3 月16日）	5.5
	第63期	（平成21年 4 月16日）	6.1
	第64期	（平成21年 5 月18日）	△3.4

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第2【財務ハイライト情報】

以下の内容に更新します。

- ◆以下の情報は、有価証券報告書「第二部ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ◆ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。
また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券報告書「第二部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1 【財務諸表】

AAAソブリン・ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成20年11月17日現在)	当期 (平成21年5月18日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	9,308,520
金銭信託		459,457	658,727
コール・ローン		250,578,595	26,931,502
国債証券		995,979,963	1,242,939,977
未収利息		29,832,973	12,663,698
前払費用		—	200,054
その他未収収益		453,623	730,799
流動資産合計		1,277,304,611	1,293,433,277
資産合計		1,277,304,611	1,293,433,277
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		7,919,776	7,776,290
未払解約金		3,495,639	1,060,795
未払受託者報酬		60,575	61,316
未払委託者報酬		1,211,534	1,226,289
その他未払費用		—	110,346
流動負債合計		12,687,524	10,235,036
負債合計		12,687,524	10,235,036
純資産の部			
元本等			
元本	※1 ※2	1,439,959,365	1,413,870,991
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	△175,342,278	△130,672,750
(分配準備積立金)		14,009,708	—
元本等合計		1,264,617,087	1,283,198,241
純資産合計		1,264,617,087	1,283,198,241
負債純資産合計		1,277,304,611	1,293,433,277

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期 自 平成20年 5 月17日 至 平成20年11月17日 金額 (円)	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年 5 月18日 金額 (円)
営業収益			
受取利息		35,783,664	25,793,738
有価証券売買等損益		52,445,180	3,472,570
為替差損益		△446,266,178	69,773,977
その他収益		385,463	277,176
営業収益合計		△357,651,871	99,317,461
営業費用			
受託者報酬		442,162	361,246
委託者報酬	※1	8,843,251	7,224,847
その他費用		1,674,485	750,534
営業費用合計		10,959,898	8,336,627
営業利益又は営業損失(△)		△368,611,769	90,980,834
経常利益又は経常損失(△)		△368,611,769	90,980,834
当期純利益又は当期純損失(△)		△368,611,769	90,980,834
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額(△)		△6,262,663	3,852,060
期首剰余金又は期首欠損金(△)		252,077,529	△175,342,278
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,507,802	45,275,045
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		1,225,726	45,275,045
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		17,282,076	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		34,277,093	37,127,430
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		32,188,969	—
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		2,088,124	37,127,430
分配金	※2	49,301,410	50,606,861
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△175,342,278	△130,672,750

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 特定期間末日の取扱い 平成20年11月16日が休日のため、当特定期間末日を平成20年11月17日としております。	外貨建取引等の処理基準 同左 特定期間末日の取扱い 平成20年11月16日が休日のため、前特定期間末日を平成20年11月17日としております。また、平成21年5月16日とその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成21年5月18日としております。

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分

AAAソブリン・ファンド(愛称:トリプルアクセル)

有価証券届出書の訂正届出書の提出に伴い、投資信託説明書(請求目論見書)(以下、「原請求目論見書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正いたします。お手数ではございますが、原請求目論見書の該当箇所をこの「訂正事項分」にしたがい、読み替えていただきますようお願い申し上げます。

1. この目論見書により行う「AAAソブリン・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成21年2月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年2月17日に生じております。また金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に平成21年8月17日に提出しております。
2. 「AAAソブリン・ファンド」の受益権の基準価額は、同ファンドに組み入れられている金融商品の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべてご投資家の皆様に帰属します。したがって、元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 当ファンドは値動きのある金融商品に投資を行なう為、基準価額は日々変動します。したがって、当ファンドの運用成果(基準価額)は運用実績により変動し、投資した資産の減少を含むリスクは当ファンドの受益者に帰属します。
4. 投資信託は預金・金融債・保険契約ではなく、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

I. 請求目論見書の訂正理由

有価証券届出書の訂正届出書の提出に伴い、「AAAソブリン・ファンド(愛称:トリプルアクセル)請求目論見書 2009. 2」の記載事項のうち、訂正すべき事項について訂正を行うものです。

II. 訂正箇所及び訂正事項

「ファンドの詳細情報 第4 【ファンドの経理状況】」については、次項の内容に更新致します。



【ファンドの詳細情報】

第4【ファンドの経理状況】

以下の内容に更新します。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成20年5月17日から平成20年11月17日まで)及び、当特定期間(平成20年11月18日から平成21年5月18日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

男澤 豊 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAAAソブリン・ファンドの平成20年5月17日から平成20年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AAAソブリン・ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

男澤 顕 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAAAソブリン・ファンドの平成20年11月18日から平成21年5月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AAAソブリン・ファンドの平成21年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

AAAソブリン・ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成20年11月17日現在)	当期 (平成21年5月18日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	9,308,520
金銭信託		459,457	658,727
コール・ローン		250,578,595	26,931,502
国債証券		995,979,963	1,242,939,977
未収利息		29,832,973	12,663,698
前払費用		—	200,054
その他未収収益		453,623	730,799
流動資産合計		1,277,304,611	1,293,433,277
資産合計		1,277,304,611	1,293,433,277
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		7,919,776	7,776,290
未払解約金		3,495,639	1,060,795
未払受託者報酬		60,575	61,316
未払委託者報酬		1,211,534	1,226,289
その他未払費用		—	110,346
流動負債合計		12,687,524	10,235,036
負債合計		12,687,524	10,235,036
純資産の部			
元本等			
元本	※1 ※2	1,439,959,365	1,413,870,991
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	△175,342,278	△130,672,750
(分配準備積立金)		14,009,708	—
元本等合計		1,264,617,087	1,283,198,241
純資産合計		1,264,617,087	1,283,198,241
負債純資産合計		1,277,304,611	1,293,433,277

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期 自 平成20年 5 月17日 至 平成20年11月17日	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年 5 月18日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		35,783,664	25,793,738
有価証券売買等損益		52,445,180	3,472,570
為替差損益		△446,266,178	69,773,977
その他収益		385,463	277,176
営業収益合計		△357,651,871	99,317,461
営業費用			
受託者報酬		442,162	361,246
委託者報酬	※1	8,843,251	7,224,847
その他費用		1,674,485	750,534
営業費用合計		10,959,898	8,336,627
営業利益又は営業損失(△)		△368,611,769	90,980,834
経常利益又は経常損失(△)		△368,611,769	90,980,834
当期純利益又は当期純損失(△)		△368,611,769	90,980,834
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額(△)		△6,262,663	3,852,060
期首剰余金又は期首欠損金(△)		252,077,529	△175,342,278
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,507,802	45,275,045
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		1,225,726	45,275,045
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		17,282,076	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		34,277,093	37,127,430
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		32,188,969	—
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		2,088,124	37,127,430
分配金	※2	49,301,410	50,606,861
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△175,342,278	△130,672,750

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 特定期間末日の取扱い 平成20年11月16日が休日のため、当特定期間末日を平成20年11月17日としております。	外貨建取引等の処理基準 同左 特定期間末日の取扱い 平成20年11月16日が休日のため、前特定期間末日を平成20年11月17日としております。また、平成21年5月16日とその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成21年5月18日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成20年11月17日現在)	当期 (平成21年5月18日現在)
※1 期首元本額	1,551,508,341 円	1,439,959,365 円
期中追加設定元本額	155,187,660 円	340,592,366 円
期中解約元本額	266,736,636 円	366,680,740 円
※2 特定期間末日における受益権の総数	1,439,959,365 口	1,413,870,991 口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、175,342,278円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、130,672,750円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日
※1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬の6分の1相当額を支払っております。 ※2. 分配金の計算過程 (平成20年5月17日から平成20年6月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,615,605円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(380,054,218円)及び分配準備積立金(40,422,642円)より分配対象収益は426,092,465円(1万口当たり2,747.26円)であり、うち8,530,313円(1万口当たり55円)を分配金額としております。 (平成20年6月17日から平成20年7月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,344,696円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(380,294,325円)及び分配準備積立金(36,890,255円)より分配対象収益は423,529,276円(1万口当たり2,733.41円)であり、うち8,521,965円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	※1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬の6分の1相当額を支払っていましたが、平成20年12月25日に運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託する契約を終了しましたため、それ以降の費用は発生しておりません。 ※2. 分配金の計算過程 (平成20年11月18日から平成20年12月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,691,364円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(379,150,534円)及び分配準備積立金(13,761,113円)より分配対象収益は395,603,011円(1万口当たり2,583.20円)であり、うち8,422,917円(1万口当たり55円)より外国所得税額1,138円を控除後、8,421,779円を分配金額としております。 (平成20年12月17日から平成21年1月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,543,290円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(409,525,772円)及び分配準備積立金(7,992,770円)より分配対象収益は420,061,832円(1万口当たり2,543.89円)であり、うち9,081,875円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

前期 自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日
(平成20年7月17日から平成20年8月18日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,203,537円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(373,623,492円)及び分配準備積立金(33,507,270円)より分配対象収益は412,334,299円(1万口当たり2,712.90円)であり、うち8,359,449円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成21年1月17日から平成21年2月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,622,778円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(410,433,764円)及び分配準備積立金(1,446,296円)より分配対象収益は414,502,838円(1万口当たり2,504.78円)であり、うち9,101,652円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(平成20年8月19日から平成20年9月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,128,510円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(362,139,249円)及び分配準備積立金(28,924,138円)より分配対象収益は395,191,897円(1万口当たり2,686.10円)であり、うち8,091,828円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成21年2月17日から平成21年3月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,680,259円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(363,502,136円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は367,182,395円(1万口当たり2,474.74円)であり、うち8,160,433円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(平成20年9月17日から平成20年10月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,190,354円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(353,067,628円)及び分配準備積立金(23,835,334円)より分配対象収益は380,093,316円(1万口当たり2,653.57円)であり、うち7,878,079円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成21年3月17日から平成21年4月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,802,729円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(354,828,363円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は359,631,092円(1万口当たり2,452.58円)であり、うち8,064,832円(1万口当たり55円)を分配金額としております。
(平成20年10月17日から平成20年11月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,064,634円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(355,346,397円)及び分配準備積立金(18,864,850円)より分配対象収益は377,275,881円(1万口当たり2,620.03円)であり、うち7,919,776円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(平成21年4月17日から平成21年5月18日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,607,734円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(339,007,114円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は342,614,848円(1万口当たり2,423.23円)であり、うち7,776,290円(1万口当たり55円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

項目	前期 (平成20年11月17日現在)		当期 (平成21年5月18日現在)	
	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
国債証券	995,979,963円	25,521,253円	1,242,939,977円	△5,827,192円
合計	995,979,963円	25,521,253円	1,242,939,977円	△5,827,192円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	前期 自 平成20年5月17日 至 平成20年11月17日	当期 自 平成20年11月18日 至 平成21年5月18日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期（平成20年11月17日現在）

該当事項はありません。

当期（平成21年5月18日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成20年 5月17日 至 平成20年11月17日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成20年11月17日現在)		当期 (平成21年5月18日現在)	
1口当たり純資産額	0.8782円	1口当たり純資産額	0.9076円
(1万口当たり純資産額	8,782円)	(1万口当たり純資産額	9,076円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	US ドル	1.875% US TREASURY 20140228	1,800,000.00	1,792,116.00	
		US ドル 小計	1,800,000.00	1,792,116.00 (169,964,281)	
	カナダドル	6% CANADA-GOV'T 20110601	1,300,000.00	1,427,582.00	
		カナダドル 小計	1,300,000.00	1,427,582.00 (114,706,213)	
	オーストラリアドル	6.5% AUSTRALIAN GOVT. 20130515	4,500,000.00	4,893,210.00	
		オーストラリアドル 小計	4,500,000.00	4,893,210.00 (346,047,811)	
	英ポンド	5% UK TREASURY 20120307	1,000,000.00	1,081,480.00	
		英ポンド 小計	1,000,000.00	1,081,480.00 (155,138,306)	
	ユーロ	5% DEUTSCHLAND REP 20120104	3,300,000.00	3,586,374.00	
		ユーロ 小計	3,300,000.00	3,586,374.00 (457,083,366)	
	国債合計			1,242,939,977 (1,242,939,977)	
	合計			1,242,939,977 (1,242,939,977)	

注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄におけるカッコ内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄におけるカッコ内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
US ドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	13.67 %
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	9.23 %
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	27.84 %
英ポンド	国債証券 1銘柄	100.00 %	12.48 %
ユーロ	国債証券 1銘柄	100.00 %	36.77 %

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年6月末日

I 資産総額	1,367,825,305円
II 負債総額	627,945円
III 純資産総額 (I - II)	1,367,197,360円
IV 発行済数量	1,431,723,613口
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (1万口当たりの純資産額)	0.9549円 9,549円

第5 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成10年12月1日）から第64期末(平成21年5月18日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1期		2,232,367,212	295,349
第2期		13,862,538	13,202,339
第3期		14,628,834	309,858
第4期		17,205,073	132,348
第5期		27,335,712	1,974,234
第6期		23,484,105	765,714
第7期		14,794,672	1,093,636
第8期		14,353,876	54,768,897
第9期		13,868,452	8,575,317
第10期		8,821,754	2,101,589
第11期		9,245,836	573,695,230
第12期		7,591,613	1,145,231,862
第1 特定計算期間	第13期	6,897,693	585,106,842
	第14期	317,657,705	728,496
	第15期	120,228,880	—
	第16期	469,743	—
第2 特定計算期間	第17期	23,264,668	100,000,000
	第18期	9,754,252	165,000,000
	第19期	53,537,524	20,000,000
	第20期	1,864,595	271,630
	第21期	13,953,639	846,600
	第22期	4,649,723	849,203

		設定口数	解約口数
第 3 特定計算期間	第23期	20,576,060	—
	第24期	20,854,234	55,453,661
	第25期	34,342,290	12,564,086
	第26期	31,136,151	8,023,765
	第27期	91,183,054	17,041,047
	第28期	28,014,788	22,539,422
第 4 特定計算期間	第29期	42,527,494	8,127,791
	第30期	38,320,196	8,632,089
	第31期	42,783,374	80,683,550
	第32期	37,592,647	16,713,949
	第33期	51,982,367	25,632,577
	第34期	81,931,101	12,202,094
第 5 特定計算期間	第35期	48,623,338	38,325,535
	第36期	40,958,017	39,647,128
	第37期	49,628,549	15,179,574
	第38期	763,928,865	21,544,978
	第39期	82,905,250	21,132,593
	第40期	140,674,861	43,117,929
第 6 特定計算期間	第41期	64,932,189	32,482,026
	第42期	156,868,487	18,983,392
	第43期	108,346,045	28,627,617
	第44期	90,864,766	46,481,485
	第45期	89,748,528	113,336,382
	第46期	92,043,497	262,319,497
第 7 特定計算期間	第47期	96,266,106	120,487,758
	第48期	83,801,204	79,501,880
	第49期	113,583,159	72,632,296
	第50期	58,868,153	36,972,665
	第51期	37,878,069	55,918,529
	第52期	22,617,886	72,856,044
第 8 特定計算期間	第53期	25,073,098	25,615,373
	第54期	24,287,229	25,805,072
	第55期	24,663,142	54,211,411
	第56期	23,775,118	72,433,446
	第57期	28,446,990	67,310,546
	第58期	28,942,083	21,360,788
第 9 特定計算期間	第59期	117,478,561	25,998,454
	第60期	127,536,252	7,725,665
	第61期	12,605,562	9,009,787
	第62期	56,617,420	227,748,045
	第63期	12,396,683	29,778,753
	第64期	13,957,888	66,420,036